

蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蟹江町内で営む店舗及び施設（以下「店舗等」という。）において、国が示した業種別ガイドライン等の遵守徹底を図るとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、新しい生活様式の実践に取り組む中小企業者の事業推進を図り、もって町民経済の健全な発展に資するため、中小企業者が行う感染拡大防止対策に必要な設備等の導入事業に対し、予算の範囲内で交付する蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗等をいう。
 - ア 特定の商標、商号、その他の表示を使用する権利を付与する事業者（以下「本部」という。）との契約により当該権利を有する店舗等
 - イ 物品の販売、サービスの提供その他の事業又は経営に当たって、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により営業等が実施されている店舗等
 - ウ ア及びイの対価として、本部に金銭を支払っている店舗等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業者であること。
 - (2) 令和4年4月24日以前から町内において店舗等を営む者であること。
 - (3) この補助金の交付を申請した日以後も、町内で当該店舗等の営業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象者としな
- (1) 町税を滞納している者

- (2) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体である者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (4) 蟹江町暴力団排除条例(平成23年蟹江町条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団という。」)若しくは同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員という。」)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 補助金の交付を受けたことのある者
- (6) その他町長が補助金を交付することが適当でないとする者
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費としない。

- (1) 申請者がフランチャイズチェーンであって、補助対象経費となる物品を本部から仕入れる又は購入する場合
- (2) 補助対象経費となる物品の支払方法が、仮想通貨、特典ポイント、金券、商品券等による場合

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は、含まないものとする。

4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、令和4年4月25日から令和4年8月1日までに、蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 対象経費内訳書(様式第1号別紙)
- (2) 蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金の申請に関する誓約書(様式第2号)

- (3) 補助対象事業に係る領収書等、出金したことが分かるもの
- (4) 前号の書類が添付できない場合は、補助対象事業に係る契約書、請書、請求書等
- (5) 補助事業を実施したことが確認できる写真等
- (6) 店舗等の概要が分かるもの
- (7) 個人にあつては確定申告書の写し、法人にあつては法人事業概況説明書の写し
- (8) 飲食サービス業にあつては、食品営業許可書の写し
- (9) その他補助金の申請に関し町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により審査した結果、補助金の交付が適当でないと町長が認めるときは、蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付申請の取下げは、補助金の交付の決定及び額の確定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の通知を受けたときは、速やかに蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）

第9条 町長は、補助事業者に対し補助対象事業に関する必要な指示をし、報

告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は前条の規定により補助金の返還を決定したときは、申請者に対して補助金の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を取得し、又は効用の増加した年度から5年間（総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては、当該期間）は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
新型コロナウイルス感染症対策強化支援	1 非接触決済等の導入に係る経費	補助対象経費の10分の9以内の額で、その限度額は、30万円とする。
	2 室内換気対策に係る経費	
	3 飛沫防止対策に係る経費	
	4 除菌・防菌対策に係る経費	
	5 その他感染防止に効果があると認められる対策に係る経費	

備考

- 1 国、地方公共団体、公益法人等の補助金等の交付を受ける経費は補助対象外とする。
- 2 原則事業所に固着する設備等を補助対象とするが、移動が可能な設備等も補助対象とする。
- 3 令和3年8月21日から令和4年8月1日までに完了した補助事業を補助対象とする。
- 4 飲食店については、愛知県が実施する第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」（通称：「あいスタ」）に取り組むことを推奨する。
- 5 対象設備の設置工事費等に係る本体価格以外の補助対象経費は、対象設備の本体価格を上限額とする。